

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第5回）検討結果

| | |
|---|--|
| <p>(1)外部監査 （基本構想、条例案及び 条例解説案等）</p> | <p>【基本構想】 ●市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施できることを規定する。</p> <p>【条例原案】 （外部監査） 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施することができる。</p> <p>【条例案】 （外部監査） 第●条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施する。</p> <p>【条例解説原案】 ●市には、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監査するための執行機関として監査委員が置かれていますが、都道府県、政令市、中核市には、外部の専門家が監査を行う外部監査制度が導入されています。この制度は、従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体が外部の専門家と個々に契約して監査を受ける制度で、地方公共団体に属さない者が地方公共団体と契約を結んで監査を行うことによって独立性を強化し、一定の資格等を有する専門家に限って契約できることとすることによって専門性を強化することとされたものです。本市は、この地方自治法上の実施対象ではありませんが、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施することができるとしており、本条例施行後にその内容を検討することになります。</p> <p>【条例解説案】 ●市には、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監査するための執行機関として監査委員が置かれていますが、都道府県、政令市、中核市には、外部の専門家が監査を行う外部監査制度が導入されています。この制度は、従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体が外部の専門家と個々に契約して監査を受ける制度で、地方公共団体に属さない者が地方公共団体と契約を結んで監査を行うことによって独立性を強化し、一定の資格等を有する専門家に限って契約できることとすることによって専門性を強化することとされたものです。本市は、この地方自治法上の実施対象ではありませんが、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施することができるとしており、本条例施行後にその内容を検討することになります。</p> |
| <p>(2)近隣自治体との連携 （基本構想、条例案及び 条例解説案等）</p> | <p>【基本構想】 ●市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進すべきことを規定する。</p> <p>【条例原案】 （近隣自治体との連携） 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。</p> <p>【条例案】 （近隣自治体との連携） 第●条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくり</p> |

| | |
|---------------------------------------|--|
| | <p>を推進するものとする。</p> <p>【条例解説原案】</p> <p>●市民生活の活動範囲は市域を超えて広がっていることから、広域にまたがって共通するさまざまな分野における地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営を行うため、近隣自治体間での情報共有と相互理解を図り、連携してまちづくりを推進していこうとする規定です。</p> <p>【条例解説案】</p> <p>●市民生活の活動範囲は市域を超えて広がっていることから、広域にまたがって共通するさまざまな分野における地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営を行うため、近隣自治体間での情報共有と相互理解を図り、連携してまちづくりを推進していこうとする規定です。生駒市では、「奈良県市町村会館管理組合」、「奈良県後期高齢者医療広域連合」などの一部事務組合に加入しているのをはじめ、近隣の6市間で災害時における相互応援協定の締結や第二阪奈有料道路での事故等に対応するため「東大阪市、生駒市及び奈良市消防相互応援協定」を締結しています。</p> |
| <p>(3)広域連携 (基本構想、条例案及び条例解説案等)</p> | <p>【基本構想】</p> <p>●市は、市民参画を進めながら、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるべきことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (広域連携)</p> <p>市は、市民参画を進めながら、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるものとする。</p> <p>【条例案】 (広域連携)</p> <p>第○条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、市民参画を進めながら、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるものとする。</p> <p>【条例解説原案】</p> <p>●第○条の近隣自治体との連携に加えて、市だけでは解決できない自治体間での共通課題や環境問題、交通問題のように広範囲に及ぶ課題については、市民参画を得ながら、関係自治体をはじめ、県や国とも対等の立場で連携しながら協力して解決すべきことを定めています。</p> <p>【条例解説案】</p> <p>●第○条の近隣自治体との連携に加えて、自治体間での共通課題や環境問題、交通問題のように広範囲に及ぶ課題については、単独の自治体だけでは対応しきれないことから、市民参画を得ながら、関係自治体をはじめ、県や国とも対等の立場で連携しながら協力して解決すべきことを定めています。生駒市では、廃棄物の広域処理等に関する大阪湾フェニックス計画をはじめ、大和川及び竜田川流域の水質改善、再生等を目指すプロジェクト会議や推進会議に参画しています。</p> |
| <p>(4)国際交流及び多文化共生 (基本構想、条例案及び</p> | <p>【基本構想】</p> <p>●市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力を努め、多文化共生推進の視点に立ったまちづくりに努めるべきことを規定する。</p> <p>【条例原案】</p> |

条例解説案等)

(国際交流及び多文化共生)

市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力を努め、多文化共生社会の視点に立ったまちづくりを推進するものとする。

【条例案】

(国際交流及び多文化共生)

第●条 市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力を努めるとともに、多文化共生社会の視点に立ったまちづくりを推進するものとする。

【条例解説原案】

●日常生活におけるさまざまな分野で国際交流、協力を努めることで、在住外国人と日本人が、ともに地域に暮らす住民として、国籍や言語、文化、生活習慣などの違いを認め、尊重し共存できる多文化共生社会の視点に立った国際感覚豊かなまちづくりを推進することを定めています。

【条例解説案】

●日常生活におけるさまざまな分野で国際交流、協力を努めるとともに、市民が、ともに地域に暮らす住民として、国籍や言語、文化、生活習慣などの違いを認め、尊重し共存できる多文化共生社会の視点に立った国際感覚豊かなまちづくりを推進することを定めています。生駒市では、国際化基本指針などを策定し、それらに基づく事業・施策を展開しています。